

## 会計ディスクロージャー制度の展望

### A Overview of Accounting Disclosures

伊藤 治郎

Jiroh Itoh

#### 1. 序

会計ディスクロージャーは、本来株主、債権者、投資者その他企業利害関係者の意思決定に役立つためにおこなわれる。ここに情報の流れから見ると情報を発信する側面と受信する側面がある。会計ディスクロージャーに関して発信する側面（企業）からは社会、経済的活動についてある種の成果を自己の見解（主観的、客観的）にもとづいて、受信する側面（企業利害関係者）に伝達することである。

会計ディスクロージャーにおいて企業の社会・経済活動をどの範囲までどのように把握するかということは重要な意義がある。ここでは狭義に企業の経営活動を把握し、無数に存在する企業情報の中から、基本的に必要なデータを選別し、解釈し、整然と関係者に対しその意味と価値を報告、伝達するものである。

しかしディスクロージャーの語義については、閉された、あるいは隠れた事実を開示するという意味が込められている。今日ではある主体が自ら保有する情報を一般に開示する意味に解されているが、しかしその背景には進んで情報を開示する意図はなく何らかの力によって開示しなければならない意味が含まれている。

語義的にはディスクロージャーは「ある主体が、その行動によってインパクトを受ける利害関係者に対して、主体の行動に関する事実や状態を社会的に開示し、主体と利害関係者間の、もしくは利害関係者相互間のコンフリクトを解消し、そのアカウントビリティをまっとうすることである。」<sup>(1)</sup>と定義される。

ディスクロージャーを構成する要因として大きくは情報の存在、情報を提供する開示主体（発信主体）、情報を受取る主体（受信主体）、情報から

与えられるインパクトなどである。発信側から開示された情報は受信側の判断資料となり、受信主体の責任と判断のもとにおいて行動することになる。提供された情報の信頼性が確保されていることを前提にディスクロージャーは情報を受信する側面の解釈力、分析力によってその意味と価値は違ってくる。「このような能力は、受け手の要求する価値、適切な行動に関する確実性の有無についての受け手の判断力、受信過程におけるその他の妨害要因によって大きな影響を受ける」。<sup>(2)</sup>

会計ディスクロージャーは無数に存在する情報を一定量に圧縮し、必要なものと有用なものとを開示することになるが、発信する側と受信する側との間には、必要性、有用性の解釈に隔たりが存在する。情報の価値特質において両者の考えは一致しない。発する側は情報をあまり開示したくない、受ける側はなるべく多くの情報を得たいという力関係が常に存在する。一般に情報は発する側に多く存在し、発する側が情報を提供するにあたって自己に有利性が期待できると判断したとき、受ける側の要望に応ずる傾向がある。従って発する側は積極的に不利な情報の提供はおこなわれない。

会計ディスクロージャーの範囲とするところは基本的には経営成績、財政状態といった財務報告が中心である。ここでいう主要な利害関係者は、株主、債権者、投資者、消費者等であるが、これらの者は財務報告を情報として受け取り、自己の意思決定に影響させる手段とする。その財務報告内容が、自己の意思決定に与える影響力が強いのか、弱いのか、意思決定にあたってどれ位不確実性を除去できるかどうかによって財務報告内容の価値づけが決まる。

今日、制度会計のディスクロージャーに関し法規の定めがあるし、信頼性の保証を確保する手段

も講ぜられている。しかし企業が積極的、自発的、自主的にディスクロージャーしているか、情報の透明性、情報の有用性、価値の観点から考慮すれば問題が多く存在する。現実的には会計ディスクロージャーは、消極的、形式的、義務的な開示に終わっている。情報を発する側の企業から、「私的企業情報」の面と企業の「公共性の役割情報」の帰属問題との関係において、どこまでを開示すべきであるかということは高度の政策判断によらなければならない。<sup>9)</sup> また開示にあたって費用負担の問題も存在する。

現在の会計制度にもとづく財務諸表は、企業会計原則、商法、証券取引法に準拠して作成されている。制度的ディスクロージャーとしては法務省令としての商法・計算書類規則と大蔵省令としての証券取引法・財務諸表規則がある。商法は経営者の株主に対する受託責任の報告を目的とし配当可能利益算出の定めであり、証券取引法は投資家保護のための情報提供の役割を果たしている。

企業会計原則、商法、証券取引法にもとづいて作成される財務諸表は、株主、投資者、債権者、一般消費者大衆に配付される会計ディスクロージャーとして重要な機能を果たす。しかし、社会的、経済的な機能が增大すると共に、財務諸表の利用者層が増加し、公表財務諸表に対する価値、評価、要望の内容が少しずつ変化して来ている。企業はこれに対しいかに対応していくべきか、統一的な見解を出すことができるかそのことが課題となる。

従来会計ディスクロージャーは、企業周辺の株主等利害関係者の経済的な意思決定情報に役立しめるためであったが、今日では企業活動のベースとなる社会基盤、社会的活動に関する情報を無視し、遠ざけては多くの不都合を生じさせている。

観点を置いて企業は一定の会計情報をなぜ開示するかについて、株主、債権者は企業に資金を提供し、企業は配当、利子を分配するという関係のもとにエクイティ＝アカウンタビリティで説明されることが多い。利害の相互関係発生のもとに状況説明、ある意図を含んだ情報開示の必要性が発生する。開示の制度としては、自発的、任意の情報開示か、もしくは法規的、強制的情報開示ということになる。

強制的開示は法規、契約等の関係のもとにおい

ておこなわれる。強制的開示条項がなければ、情報は一部の者のみを知り、一般には非開示のままの状態におかれ不利な立場になる。

任意の情報開示か強制的情報開示かの折衷の問題と共に「企業行動の内容の複雑化、行動半径の拡大の結果として、企業はその存続発展に不可欠な新たな資源を必要とし、ここに新しい資源提供者の登場を見、次第にエクイティ＝アカウンタビリティの関係が拡大されてゆく」<sup>4)</sup> ように経済社会発展が続けられる。

会計情報の基本である財務諸表は会計記録システムから作成されたものであるが、しかしその意味するものは、社会全体の複雑化にともなって多義的な情報の意味を要求されている。会計情報を作成する者が、記録、測定、伝達、報告という一面的な手段によって作成された情報の意味と情報利用者が解釈した意味との間に大きなギャップがあれば、会計による情報伝達機能は有効に働いたとは言えない。単一の企業会計システムによって企業活動を多種の利害関係者に多面的に説明することは多くの困難を伴う。会計ディスクロージャーに関し、いろいろな領域から多面的な要請があったときにいかに対応していかなければならないか重要な局面にさしかかっている。一律的な会計ディスクロージャーに検討が加えられなければならない。主としてここでは制度会計上のディスクロージャーの課題について展望し、環境変化と制度会計の対応、それに伴うディスクロージャー問題について触れて見たい。

## 2. 会計情報とディスクロージャー

経済、社会環境の進展と共に企業の作成する会計情報量は膨大なものとなっている。

国際化社会、情報化社会、高度化社会による新しい動きがそのまま企業取引に反映しているからである。企業の作成する情報形態として、FASBの財務会計の諸概念によると① 財務諸表、② 財務諸表への注記<sup>6)</sup>、③ 補足情報、④ その他の財務報告の手段、そして①から④までの領域を「財務報告」とし、さらに⑤として「その他の情報」を加え、投資、与信およびこれに類似する意思決定にとって有用なすべての情報と位置づけている。

財務諸表と財務報告とを明確に区分している点である。

- ①の財務諸表の内容として貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主持分増減計算書。
- ②の注記として、会計方針、偶発事象の事例など。
- ③ 補足情報として、価格変動の開示。
- ④ 財務報告の手段として、株主への挨拶。
- ⑤ その他の情報として、経済統計、会社の近況などを例示している。

FASBの財務会計の諸概念によると、企業内容の開示が前記①より⑤までの領域において開示可能であることが知り得る。

会計情報の開示は一般的には次の三つのどれかに属し開示される。

- ① 基本財務諸表として組入れ開示する。
- ② 基本財務諸表に開示基準に基づいて注記、補足情報で開示する。
- ③ 財務諸表以外の箇所、媒体で情報開示する。わが国の商法上の取扱いを見ると、営業報告書（商法計算書類規則第45条）が計算書類に含まれている点である。この営業報告書の上で企業の会計情報が開示されなければならないという条文になる。商法第45条によると「営業報告書には、次の事項その他会社の状況に関する重要な事項を記載しなければならない」としている。

「その営業年度における営業の経過及び成果（資金調達状況及び設備投資の状況を含む）」、同2項には「営業の部分が分かれている会社にあつては、前項第2号の記載はその部門別にもしななければならない。ただし、資金調達状況、その他の記載が困難な事項についてはこの限りでない」とある。

「営業の経過及び成果」、「資金調達状況」、「設備投資の状況」、「部門別の状況」これらについては、経団連ならびに全国株懇連合会よりそれぞれひな型、モデルが発表されている。昭和57年6月および10月に具体的な記載指針が出されている訳であるが、実際に公表された開示内容について、結論から申せば期待される開示の役割を果たしていないところに我が国の会計情報開示に関する問題点が潜在すると言える。今後「営業報告書の構

成、区分、配列については、会社の状況を正確に判断することができるように、会社の創意と工夫が必要」<sup>(6)</sup>となる。

営業報告書の会計に関する部分の具体的内容を分類して例示すれば次のようになる。<sup>(7)</sup>

- ① 売上高、当期利益、純資産、総資産等の金額で、会計帳簿に基づく数値。会計帳簿に基づかない数値例えば、受注高、販売予測高は含まれない。
- ② 売上高の対前年増減率、1株当り当期利益、子会社株式の所有割合、過去3年の売上を示すグラフ等の会計帳簿の金額を基礎として導き出された比率、指数、図表等。
- ③ 企業結合の経過および成果に関して、記載された金額で、子会社等の貸借対照表、損益計算書等に基づくもの。
- ④ 会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼす後発事象。

商法の営業報告書によっては、財務諸表の数値は表示されてはいるが、数値が作成された背景について、質的要因などがわずかでも知れることができるような開示が望まれる。

営業報告書の内容記載についての指針が出されたのは、昭和57年であるからその間経済発展と社会状況の変貌があるので新しい指針、基準の設定を検討し時代にマッチさせることが望まれる。これは国際化社会の中に存在する日本経済、日本企業にとって重要な課題である。企業側に関しては開示情報を有用とするためにも積極的に営業の経過及び成果等については記載すべき方向で検討を重ねなければならないと思われる。

### 3. 会計情報開示の課題

#### (1) 関連当事者との取引の開示

標記に関する取扱通達が平成2年12月25日大蔵省より通知が出された。

その〔開示の趣旨〕によると、関連当事者との取引は、独立した対等な立場で行われるその他の当事者との取引（一般取引）には通常みられないような条件で行われることがある。関連当事者との取引も、外形上、一般取引と変わらない法的形式が整えられ、しかも通例、両者は混然一体とし

て財務諸表に集約的に表示されるため、財務諸表の外観からは容易には識別できない。

このため関連当事者との取引が提出会社の財政状態や経営成績に及ぼす影響を投資者が適切に判断できるよう、関連当事者との取引を財務諸表の「補完情報」として開示することが、米国、カナダ等においておこなわれている。このような関連当事者との取引に係る情報は証券取引法の下でも有益な投資情報と考えられており、現に役員、支配株主等との取引の開示が求められているところであるが、今般、国際調和の観点から踏まえて関連当事者の範囲の拡大、開示内容の充実を図ることとしたとして、以下 (2)、関連当事者の定義関係 (3)、開示内容関係 (4)、開示様式の順で説明がなされている。<sup>(8)</sup>

日米構造協議と系列ディスクロージャーに関しては、外交的、政治的インパクトが直接の契機となってディスクロージャーの改善が行われたということは、企業の国際化、企業会計の国際化という大きな波が次々とおしよせて来る感じがする。ここでは会計の情報開示国際化への道のひとつとして課題をとり上げてみたい。関連当事者との取引の開示は米国等ですでに実施しており、国際調和の観点から取り上げられたものであることはうかがわれる。これが第一弾であって、情報開示に関する国際調和の課題は山積していることを予想しておかなければならない。

このたびの通達の内容の解説として「企業の個別の取引内容についての社会的妥当性や適法性を開示させることを意図したものではない」<sup>(9)</sup>「その目的を超えて情報を無制限に開示させるものではない」<sup>(9)</sup>としている。

これは何を物語るものであろうか、情報の受信主体のベクトルを代って述べていることになる。それを自ら制止し、ここではあくまでも証券取引法のディスクロージャー固有の領域の枠内で取り扱われていることに注目しておくべきである。しかし関連当事者との取引のディスクロージャーは証券取引法以外の領域において有用価値が派生し、さらに利用効率の上から多面的な要望意見が出されて来ると思われる。

系列の問題は日本と米国の経済慣習の違いを調整するためのものであるが、系列関係が存在する

理由は、日本側から見た場合一定の経済的合理性が認められるが、しかし同時にグループ内だけの取引が協調され、対日直接投資を阻害し、反競争的取引慣行が生起する原因となる。「そのような懸念に対し、政府として系列問題をより開放的かつ透明なものとするよう所要の措置を講ずることとされている」<sup>(11)</sup>としている。

系列問題に係るディスクロージャーの改善として提示されたものは次のとおりである。

- ① 関連当事者間取引についての開示の充実。
- ② 連結財務諸表の有価証券報告書等本体への組み入れ。
- ③ セグメント情報の開示。
- ④ 個別財務報告における主要顧客別の売上高の開示。

前期通達解説によると、国際的調和の観点から我が国のディスクロージャーを考えた場合、改善が必要と判断されたのが上記4項目であるという。

従来関連当事者（第1条27号の5）との取引は一般の取引にはみられない条件で行われていたが、これらの状況については一般投資家は知り得なかった。これを今回、「財務諸表を補完する機能」をもった開示制度に改められた。この種の開示は、従来の証券取引法の下でも部分的になされていたが、「国際的調和」の観点から本開示の先駆国である米国の基準等を参考に「関連当事者の範囲の拡大」「開示内容の充実」を行い体系的、包括的な開示制度として整備されたものである。これにより一応は企業間取引の透明性を高めることに資すると思われる。

関連当事者の範囲が、親会社、子会社、兄弟会社、関連会社、役員、近親者、その他重要な関連当事者へ拡大され、報告会社との間に投資、人事、資金、技術取引等の関係を通じて、財務、経営上、「支配」ないし「重要な影響」が認められる者というように拡大明示された。

「支配」とは投資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて他の者の財務及び営業の方針決定を指示し若しくは強制し得る力を有する場合（通達）

「重要な影響」、支配には至らないが、上記の関係を通じて財務及び営業の方針の決定に相当程度関与し得る力を有する場合（通達）

これらに関し、監査第一委員会より「関連当事者との取引に係る情報の開示に関するガイドライン」<sup>(12)</sup>が平成3年3月26日付で公表されている。

取扱通達上、開示内容関係において(取引)(取引条件)等の記載方法が示されているが、取引の開示、取引条件等の開示にあたりどこまで開示すべきかが重要課題であろう。

企業にとっては対外的企業秘密、経営戦略と関連して来るので痛し痒しとなる。取引の開示、取引条件の開示は開示によって競争上の地位、有利性が変ることも考えられ、現実的にどこまで開示するのか、企業の戦略方針と一般投資家の開示期待とあわせて重要な判断箇所となる。その企業に関心を持つ株主専門家、アナリストは時期、数値、名称、内容、商品、サービスその他を見ることによって内容はほぼ把握することができる。

同ガイドラインはこれらの状況を踏まえて次のようにガイドしている。

「各社にあっては、こうしたモデルを参考に実情に応じた適切な開示を行うよう工夫していくことが大事である。また取引条件ないし取引条件の決定方針等の記載の仕方について、いくつかの異なる取引条件等を示しているが、これも同様である」<sup>(13)</sup>と一応は基本的な指針としている。

開示内容関係(取引)の中でひとつだけ問題点を指摘し将来の課題としておきたい。それは役員報酬が取引の開示趣旨からみて、開示を要しないことになっている点である。

一般に役員報酬は、具体的な金額を総会決議で定めているのであれば、附属明細書(計規第47条)で開示を求める必要はないと考えられるが、具体的な役員報酬支給額を何らかの形で開示する必要が出てくるのではと思う。日本では経営は集団でおこない役員個人の業績が表れて来ない。また個々の報酬を公開することはプライバシーとのかねあいもあっておこなわれていない。しかし投資家サイドは経営効率の上から経営者コストを考え開示するケースもうかがわれる。現在販売費、管理費として役員報酬が記載されてはいるが、とくに明瞭表示とも言い難い。附属明細書の該当する箇所においても然りである。

関連当事者との取引においても役員報酬の開示を要しない趣旨は上記と似たような理由で除かれ

たかも知れない。ある側面から見ると、取締役の責任、監査役の責任を追求できるのは第一段階で株主総会における株主の権利主張の発言だけである。

取締役の役員報酬、主要株主と会社との取引に関する開示、無償の利益供与、名目取引等に関しては、一般取引とは異なり、公平性を欠く場合もあろうし、競争市場の前提を欠くこともあろうから一層の開示が求められて来ると想像される。したがって、情報作成作業において複雑性の問題、コスト、ベネフィットとの関係を調整しながら、「関連当事者との取引」に関しては、もう少し詳しい開示があってもよいのではなかと考えられる。

## (2) ディスクロージャーの国際化

経済の国際化と共に企業の国際取引も活発となり対外投資、貿易活動は増大している。企業の国際取引と相まって国際会計について考慮しなければならない。

国際会計とは① 親会社及び外国子会社の会計で、国際連結会計、外貨換算会計、国際振替価格等の問題がある。② 各国の比較会計、会計報告実務における国際的な多様性の認識、各国の会計原則や会計実務の理解及び多様な会計実務が財務報告に及ぼす影響、③ 世界会計システム、世界的に承認、遵守される会計基準の確立などが課題となる。<sup>(14)</sup>

企業活動の国際化は会計情報を国際規模で作成する必要がある。各国の文化、社会、経済、政治基盤が異なる中で作成された財務諸表はそのまま国際的には通用しない。国際的調和を図るための国際化会計とディスクロージャー制度の確立が要請される。財務諸表の作成基準は国際的に統一されなければならない。在外子会社等の財務情報の作成に際して、本国と現地国との間で言語や通貨の違いだけでなく、会計基準、会計法規、商慣習等が異なる場合に、どの国の基準を採用すべきかが重要な問題となる。<sup>(15)</sup>

実務的には財務報告を国際的に活用するため自国語に翻訳し情報として利用し、その利用の方法解釈に混乱があり意思決定に影響を与えていた。これらを克服するためヨーロッパ共同体(EC)、国際連合(UN)、経済協力開発機構(OEC

D)、国際会計基準委員会(IASC)などが会計の国際的調和化活動を実施している。<sup>(16)</sup>

ここでは国際的観点からの情報開示の事例としてOECD情報開示ガイドラインについて触れる。これは1976年6月「国際投資および多国籍企業に関する宣言」を発表し、その附属文書として「多国籍企業の行動ガイドライン」を制定したものである。一般方針、情報公開、財務、課税等に関して多国籍企業が遵守すべき項目を列挙している。

情報公開についてはあらまし次のようである。

企業は適切な期間内で、通常の基準で、しかし少なくとも年に一度は、全体としての企業に係わる次の事項を含む財務情報および適切な情報を開示すべきである。

1. 親会社の名称と位置を示す企業の構造、その子会社における相互間の株式所有を含む直接的かつ間接的持分比率。
2. 経営活動が展開されている地理的領域、親会社およびその主要な子会社によって、そこで行われている主要活動。
3. 地理的領域別の経営成果と売上高、および全体としての企業にとっての主要な事業系列別の売上高。

その他重要な新規資本投資高、資金計算書、従業員平均実数、研究、開発支出高、企業集団内振替価格設定の方針、開示情報の会計方針、連絡上の会計方針などを含めている。

これらをもとにして、営業成果、売上高、新規投資、資金計算書、従業員平均実数、会計方針、セグメント別情報、財務報告書作成に対する税制の及ぼす影響、連結会計、銀行、保険業部門に対する情報開示、振替価格、年金会計などについて研究がなされている。

ここで作成される国際会計基準は各国会計実務をつよく拘束するものとなり、会計基準の国際的調和という点において、OECDの研究作業は注目される。<sup>(17)</sup>

このようにOECDは国際社会にあって国際会計情報の開示に関するレベルアップを図っており貴重な仕事をおこなっているものと理解される。

以上のような事例にもあるように、日本の企業の国際化プロセスは、① 輸出入中心段階、② 現地化段階、③ 国際化段階、④ 多国籍段階、⑤

グローバル化段階と進むことが予想され、<sup>(18)</sup> それぞれ位置する段階で国際化の影響、国際会計基準を意識し対応していかなければならない。情報開示に関しては国際化への道が幅広く適応されるようになるものと思われる。

### (3) 時価情報の開示の課題

現在の経済状況を見るに企業資産のうち、特に土地価格、有価証券価格の乱高下がはなはだしい。個々の資産価格は取得原価に対し経済実態を正しく反映していないのが実情である。

情報の開示という観点から貸借対照表の資産実態を知りたいと望む人々に、原価主義で表示された数値によって、直接には実勢を把握し得ない。

原価主義は、資産の取得から費消または売却に至るまでの記録計算上、「検証可能性」と「実行可能性」という特性を強くもっている。そのため経営者が財産の管理運営に関する代理人としての受託責任を果たすために、また配当可能利益や課税所得といった分配可能利益を計算するために有用な評価基準とされており、今日ひろく世界の各国において採用され、またわが国でも商法、税法、証券取引法などの会計法令に導入されている。<sup>(19)</sup>

原価主義をとる限り、時価情報の開示という点では実態を知り得ず、公表された財務諸表上では、原価主義価額と時価との差額が情報としてオフバランスとなっていることにひとつの問題がある。

公表財務諸表の機能を、企業の社会的機能、社会的存在価値という点から広くとらえるならば、公表財務諸表の限界、短所を内部に保有することにもなる。ここに経済変動にもとづく財務諸表項目の価格変動に対応する情報開示のシステムが課題となる。短的に言えばそれも投資家サイドから見て時価情報をどのように扱うべきか、扱っているのかということになる。現実的調整方法としては、原価主義による情報開示では実態を正しく反映しないので「時価情報」を補足的に、追加的に提示し調整しているがこれは一種の便法といえる。

原価主義も時価主義もそれぞれ長所と短所を持ちどちらか一方という決着は不可能であるが、原価主義の短所を補う意味で「時価情報」が要所において採用されて来ている。

原価主義が、一般に公正妥当な企業会計の方式

として採用される理由は、① 代理人会計機能、② 分配可能利益の算定という、社会的機能を果たすからである。このためには検証可能性、制度的実行可能性、保守主義性というような支えが必要である。

現在の商法は複数の資産評価基準を定めている。原価主義が原則であるが、任意的に低価主義を、一定の条件のもとに時価までの評価減が強制されている。(商法第34条、第285条、第285条の7、財規第41条、第81条) 商法の評価基準は利益を算定するためにはこうあるべきだという主張の根底にあるものは、分配可能利益算定のためにその計算過程の方法として評価基準が制定されているものと解せられる。これから推移して商法は分配可能利益算定という目的に合致する範囲で情報を開示するということが考えられる。

この出発点を分配可能利益算定のプロセスからではなく、その企業から企業実態に則する情報の提供、開示を必要とする場合、分配可能利益に集約された利益概念による財務会計情報では要望を充分みたさない。ここでの情報の開示は分配可能利益に集約されるプロセスから派出したものであるから時価は考慮されていない。時価を考慮した情報が必要となってくる。

証券取引法上の、有価証券報告書において、保有有価証券の銘柄、株式数、取得価額、貸借対照表価額等を附属明細表上において開示される。土地の保有に関しては、所在地、面積、帳簿価額を「設備の状況」の箇所において開示することになっている。

有価証券の時価、土地価額についてはそれぞれ取引所の相場表、地価の公示価額等を参照することによって、各時価の概要を知ることができるので「時価情報」の間接表示ともいえる。

「時価情報」に関して商法は分配可能利益の算定に基準がおかれるため時価と原価との間には一定の距離が存在する。しかし証券取引法に関しては「時価情報」と原価との距離は縮められていると見受けられる。

長い間このような状況下であって、平成2年5月29日、企業会計審議会第一部会は「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」を公表した。ここでは先物・オプションに係

る時価情報に加えて、現物有価証券の時価の開示を勧告している。

これを受けて平成2年12月25日大蔵省より「市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時価情報の開示について」と題する取扱内容を定め各界に通知した。

企業会計審議会の報告書では、財務諸表の体系を基本財務諸表と補足情報とに分け、基本財務諸表に関しては取得主義会計により、補足情報に時価情報を開示するという方針が採用されている。これは取得原価主義の限界を補うため「時価情報」を補足情報として開示することが現段階で有効であると判断されたことによると思われる。

企業の現時点での実態を表示するという要望のもとに、短期投資又は保有資産を時価で評価し、未実現であるが保有損益をタイムリーに開示することは意義がある。

エクイティ＝アカウンタビリティの立場において「取引事実主義に立脚する取得原価主義会計のもとでは、企業は含み益のある資産のみを売却して利益を計上し、逆に含み損のある資産の売却を延期することによって、随意、利益を生み出すことができ、その逆の取引によって損失を計上することができる」<sup>(20)</sup>、「このような操作を抑止するためにも保有損益の開示は有効である」<sup>(21)</sup>といえよう。

経営効果として、時価情報を開示することにより、含み資産が表示され、含み資産に対する金融機関の担保評価能力となってあらわれ経営上有利に展開されることになる。しかし反面、保有損益を分配可能利益の領域に入れると、配当要求、課税対象の問題に発展する可能性があるため、現在の原価主義会計と時価情報の調整を法規制の上から、さらに検討が加えられなければならない。

客観的に見て、現在の財務諸表は原価主義によらざるを得ないが、取得原価のみでは他の事実を判断し得ない場合が生ずるので今後の論点は時価情報の課題が多く採用されるものと思う。それは負債概念の拡張解釈、あるいは資産概念の拡張解釈<sup>(22)</sup>を通じておこなわれて来るに違いない。

#### (4) 情報開示多様化の課題

昭和61年10月31日企業会計審議より、わが国の

企業の資金調達、経営活動の多角化、国際化等の進展に伴い、証券取引法に基づくディスクロージャー制度をめぐる環境は著しく変化して来ているものと認識し、ディスクロージャー制度の開示内容について改善、充実を図るため次の4項目について中間報告がなされた。「連結財務諸表」「資金繰情報」「セグメント情報」「四半期情報」の4点である。

これら4項目が一挙に課題として報告されたことは情報開示にあたり、財務諸表の内容について改善、充実を図る必然性があったからである。開示すべき情報の量と質の面において何らかの手を打つ必要があったからこの中間報告が公表されたものであろう。経済社会の発展と共に開示すべき情報の量と質について多くの課題と論議を引き起こすことは必定である。ここでは上記4項目についてそれぞれが持つ不備について考え将来改善されるべきものとして見たい。

#### 〔連結財務諸表〕

この中間報告が出される背景は企業の国際化により、国内企業から国外企業へと向っていること、企業結合形態が複雑になっていることなど環境が大きく変わっていることによる。

この中で例えば海外の会計処理基準により作成された連結子会社等の財務諸表等はできるだけ日本の会計処理基準に修正して連結処理しなければならないことがある。しかしFASBステートメントによる退職年金の会計処理やリース会計の場合、日本の会計処理基準に修正することが困難なものもある。米国における会計処理基準と日本の会計処理基準の間に隔りがある場合があるので、その相違点を考慮し米国会計基準に近づいていく方策が考えられなければならない。<sup>(23)</sup>

#### 〔資金繰情報〕

資金繰表を資金収支表と改め、その表示内容と様式を示している。資金の範囲を現預金から市場性のある一時所有の有価証券に拡大している。これら改善により企業の資金収支に対し、財務情報利用者の必要に対応することができる。しかし公表された中間報告において、資金収支表が外部の利用者にどのような目的で情報を提供するかが明

確になっていない。投資家は「収益力の子測」を、債権者は「支払能力の子測」、企業側は「資金調達能力」などの目的が考えられる。この目的によって資金概念の違い、開示の形式、内容が変わって来る。各企業において資金繰り状況については多面的な内容形式になっているのでこれを収斂し得るかどうかが大変な作業を控えていることになる。

#### 〔セグメント情報〕

不備と考えられるものの例として、親会社、子会社の所在地別セグメント情報と営業損益の開示を求めている。在外子会社に関する財務情報の地域別開示がない。

セグメント資産の表示がない。「セグメント資産を開示する目的は、情報利用者に、企業の異なるセグメントへの相対的な段階で投資額を吟味させ、セグメントの成績をそれぞれの投資額との関連において、セグメントの投資収益率によって評価させる」<sup>(24)</sup>のである。

今後、情報要求の多様化によりセグメント情報の拡張が予想される。

#### 〔四半期情報の開示〕

現在、中間財務諸表として半期財務諸表が制定されている。これとあわせてアメリカの制度である四半期情報が作成されるとなると情報過重になるし、企業側のコスト負担も重なる。これは半期報告か四半期情報の開示かの選択の問題である。しかしタイムリーなディスクロージャーという課題から考えれば別の道も考慮されてくる。例えばEDGARシステムの迅速処理による情報活用である。<sup>(25)</sup>

## 4. ディスクロージャーの社会的課題 環境変化と制度会計

制度会計においては企業の利害関係者に対して財務諸表を中心に会計情報を提示し、補足的に記述報告を添えている。その原理はその企業に対するエクイティ保有者が、その経営管理者に受託責任関係を成立させておき、資本と利益の増減という複式簿記の理論にもとづくものである。受託責任者はその期間の資産、負債、資本の状況を説明



しなければならない。当初において会計責任の対象はエクイティ保有者に限られるが、次第に法的根拠の存否は別として、企業の利害関係者層を拡大して受託責任概念も拡大して考えるようになって来ている。これはエクイティ＝アカウンタビリティの社会的概念拡張解釈ということになる。拡張された受託責任は会計責任と非会計責任との関係づけの調整が必要となって来る。時代の変化、社会環境の変化と共に資本と利益の増減のみによる会計情報だけでなく、企業の定性的な状況をも知り得る情報の必要が求められている。会計責任領域のうちどれが拡張され、社会的アカウンタビリティに関連するかを究明しなければならない。

会計ディスクロージャーのあり方も時代の変化、環境の変化と共に変貌して来ている。企業の利害関係者層が厚くなり範囲も拡大しているため、従来の財務諸表を中心とする制度会計による会計情報では社会環境の変化に対応する情報開示としては不足するものがある。企業と社会の関係は直接的には市場での取引（貨幣を通して製品、サービスの交換）と間接的に生ずる派生的社会関係が重層化したものである。株主、債権者、資産者、消費者、従業員は地域住民としての立場にあって、企業はこれらの人々に環境問題、従業員の福利厚生問題、製品の安全性責任、地域社会貢献度、文化的活動支援問題に関係を持つ。企業は環境に多面的な役割と機能を持ち、これを無視することはできない。この状況のもとに会計の役割は社会的にどのように果たすべきなのかが課題となる。ディスクロージャーということを通じて、例えば企業と社会環境情報の開示はいかにあるべきか、財務会計報告の中にかに盛り込まれるものなのか、環境情報の信頼性保証はどうあるべきかということである。

いま社会的受託責任が存在するとして社会の利害関係者に社会関連報告を位置づける考え方として二つの方法がある。

1. 企業の受託責任を拡大解釈し、広義の社会的保管役割を持たせるところの社会関連報告を理解する。——受託責任概念の拡大解釈。
2. 企業と社会的利害関係者との財務的、非財務的契約へと契約概念を拡張して社会関連報告を位置づける。——財務、非財務的契約概

念の拡張。<sup>(26)</sup>

会計機能によって作成される財務諸表の中心概念は、資産、負債、資本、収益、費用であり、利益と資本概念に集約される。重要な企業行動の指標となる。社会環境に存在する企業が、環境に関する情報がこの会計の基礎概念と離れて論ぜられて来た。<sup>(27)</sup> 極論すれば企業が環境に与えるマイナスの行動を会計的には遠ざけて、利益概念、資本概念の情報開示をおこなっていたことになる。

会計人は組織の行動が環境に及ぼす影響を測定するための技法の採用について責任があり、何らかの測定の確実性を検証することにも責任がある。会計人は企業が環境関連法規を遵守しているかどうかを証拠にもづいて検討しなければならない。<sup>(28)</sup>

会計人は企業と環境との問題において発生する化学的、物理的、生物学的、技術的諸関係を直接的貨幣換算測定技術を持ち合せていない。

環境基準、環境変化の測定、比較、法規の適合性について判断すべき能力を持っていない。当該専門家の協力を得て財務諸表に環境情報の開示について研究されなければならない。環境情報をコスト概念、費用概念で把握する理論的基盤が要請される。簡潔に申せば財務諸表の中で、環境志向的取引の表示を区別することによって、直接的な効果をあげることができる<sup>(29)</sup>のである。理論的考慮と実際の開示行為は別であろうが、会計勘定科目処理では、環境規則のための設備、およびこれに対する減価償却費を明示する。環境関連費用は当該科目を用いるか、付属明細表、脚注、追加的情報で表示されるようにする。運用面においての利益の隠蔽、偶発的な環境コストの方便となりかねないが、環境に関連する負債性引当金も開示対象となる。これらの手段を精細に構築することによって環境関連情報の開示の手がかりになる。

企業の利害関係者は利益、資本の状況、流動性、安全性、収益性等に関する財務情報だけでなく、その範囲を広げて企業の社会責任に関する情報を開示されることを望んでおり、これをも判断に加えなければ企業の実態を把握し得ないのではないと思われる。企業の社会責任のディスクロージャーの方法について例えば次の三点がある。<sup>(30)</sup>

1. 現代会計制度をそのまま利用して社会責任

を開示する。

2. 現行会計制度のフレームワークだけを利用し、別途に社会責任開示のための財務諸表を添付する。
3. 現行会計制度とはまったく別に、新しく社会責任開示のためのディスクロージャーシステムを考える。

上記1. 2. の方法は勘定科目に工夫を重ね表示形式を改めれば実行可能性は充分考えられる。

3. の方法にあっては社会責任、環境情報に関する一般基準と社会監査制度の基準が確立しなければ不可能であると思われる。

企業の環境に関連するディスクロージャーは企業にとって有利と判断されるときのみにはしか開示されていない。実に不完全で抽象的な文章説明でなされている。環境関連情報は一般に「営業報告書」の中で説明されている。

例えば次の事例がある。

#### ◎三菱商事の事例——営業報告書

##### 「地球環境問題への取組」

「当社は昨年4月『地球環境室』を設置し、企業活動と環境のより良い調和を目指して、具体的な対応を進めています。」<sup>(31)</sup>

#### ◎東北電力の事例——営業報告書

##### 「営業の経過および成果ならびに対処すべき課題」

「原子力施設全般の安全性、必要性をはじめとしたエネルギー問題について、地域の皆様のご理解をより一層深めていただくよう全力を尽くすとともに、環境問題については、『地球環境問題対策推進会議』のもとで設備の効率化をはじめ、風力発電、燃料電池などの新エネルギーや二酸化炭素の除去、固定化に関する技術開発などに鋭意取り組んでいるところであります。」<sup>(32)</sup>

#### ◎ゼクセルの事例——営業報告書

##### 「会社に対処すべき課題」

##### ○地球環境保護への積極的対応

「今や地球規模で環境保全が求められております。企業の事業活動により地球環境に影響を及ぼすようなことがあってはなりません。製品活動、工場活動を通して、また、市民企業としての活動

を通じて『人と地球のより快適な環境実現』に向け、これまで以上に環境保全に対し、積極的に取り組んでまいります。」<sup>(33)</sup>

今日各企業は経営方針の中に環境保全、地球環境保護を特に意識している。このことは企業の社会責任、環境との密着性のより深い関係を示すもので、あらゆる機会を把えて開示に努めていると理解される。

営業報告書の記載様式、内容については何ら制約がないので、環境情報を開示する必要はない。しかし企業と環境の密着性、企業が社会環境に与える重要な影響、例えば環境関連情報についてディスクローズする要請が前より高まっている。会計理論と同居しにくい環境情報をどのように組み合わせていくのかは重要なことである。企業の利害関係者のある当事者は企業の収益性に関心を持ち、ある当事者は企業の社会関連に関心を持つ場合がある。前者は端的に利益目標、後者は社会目標ということになる。もしくは前者は経済的成果と後者は社会公益成果の違いとなってあらわれる。この両局面において大きなギャップが存在する。企業の公表する財務諸表、営業報告書等で両者を満足することに尚不足するものがある。それぞれに不足する情報開示が求められるのは自然の姿であらう。

AAA委員会報告の環境問題についての文章説明に必要な項目として次例が紹介されている。これは環境情報の必要項目を把握する上で有力な手がかりとなるものである。

#### 1. 環境問題の認識

規制、課された規制基準、守るべき最低基準、違反に対する罰金、未履行契約に含まれる環境上考慮すべきことがら、およびその他の偶発的なことがらと関連のある組織上の特殊問題。

#### 2. 組織の削減目標

削減計画の詳しい説明、時間計画の予定、コストないし予定支出額の見積り。

#### 3. 組織の進行状況

認識可能な進行状況の説明、今日までのコスト、予測される未来コスト、組織の環境目標に関連のある適切な非貨幣的情報。

#### 4. 重要な環境問題が組織の財政状態、収益力お

よび企業活動に及ぼす影響のディスクロージャー。

これらの列挙項目から環境関係に関してある程度の情報を集約的に把握できる。これをもとに財務会計の側面から企業に与える影響、環境に与える影響についてのディスクロージャーは可能と思われる。このディスクロージャーに関する信頼性の付与、保証は監査の立場から実施されなければならない。制度会計に対する環境関連情報の開示のあり方、日本の実情に合う監査体系また確立されていない。環境情報のディスクロージャーと環境監査のモデルを作り上げることが急務となる。

## 5. 結

会計情報の内容は、企業が現在の社会、経済事象をどのように認識するのか、利害関係者をどの範囲まで確定するのか、そしてどのような会計認識基準を採用しているのかは重要なことである。いづれ会計的には、複式簿記の原理により勘定形式により経済事象は二面的に分解され会計的に変換、表示される。経済事象の測定目的、伝達目的によって会計情報の意味、内容は影響を受ける。企業の利害関係者はそれぞれの領域において利害が対立し錯綜している。企業はどの領域に力を入れて会計情報を作成するのか、簿記原理に流入させる会計思考は何かによって会計ディスクロージャーの道も変って来る。従来の単一原理による会計思考によったものでは複雑な社会変化に対応できない。会計ディスクロージャー制度も社会の要請に対応したものに変わしないと会計制度も立ち遅れてしまう。

(いとう じろう 教授)  
(1992. 7. 7 受理)

### 〈参考文献〉

- (1) 若林明 「企業内容開示制度の展開」 「会計」 昭和50年3月号35ページ
- (2) ベッドフォード著 原田満範訳 「会計ディスクロージャーの拡張」 東洋経済社 55ページ
- (3) 前掲者 232ページ
- (4) 若林明 前掲(1)44ページ
- (5) 平松、広瀬訳 「FASB財務会計の諸概念」 中央経済社 214ページ
- (6) 高橋善一郎監修 「会社決算の実務」 中央経済社 88ページ
- (7) 監査第一委員会 「商法監査に係る監査上の取扱い」 (第40号)
- (8) 福田秀俊 「日米構造協議と系列ディスクロージャー」 J I C P A 1991年3月91ページ以下
- (9) 同上 前掲者
- (10) 同上 前掲者
- (11) 同上 前掲者
- (12) 「関連当事者との取引に係る情報の開示に関するガイドライン」 解説 J I C P A 1991年7月117ページ以下
- (13) 同上 前掲者
- (14) 吉田寛編著 「環境変動と会計情報戦略論」 税務経理協会 昭和62年 隅田一豊 「国際化、情報化の進展と財務会計」 31ページ
- (15) 前掲者 34ページ
- (16) 前掲者 36ページ
- (17) 飯田、早矢仕編著 「会計情報と情報開示」 白桃書房 196ページ
- (18) 経済同友会 「企業白書」 平成2年98ページ
- (19) 新井清光 「新版財務会計論」 中央経済社 65ページ
- (20) 加古宣士 「公表財務諸表制度における時価情報の地位」 「会計」 平成3年3月41ページ
- (21) 同上
- (22) ベッドフォード著 (2)前掲者 244ページ
- (22) 福田真也 「連結財務諸表と監査」 「企業会計」 1989年1月190ページ
- (24) 末尾一秋 「セグメント情報の充実」 「企業会計」 1989年1月59ページ
- (25) 辰巳担 「EDGARシステムの本格的稼働について」 「経済情報」 1989年4月20日23ページ
- (26) 向山敦夫 「社会関連情報の理論的基礎」 「企業会計」 1991年4月70ページ
- (27) 山形休司著 「社会責任会計論」 同文館 67ページ
- (28) 同上 前掲者 70ページ
- (29) 同上 前掲者 72ページ
- (30) 徳谷昌勇著 「企業社会会計論」 白桃書房 175ページ

- ③1) バルディーズ研究会編 「企業環境情報開示」リ  
サイクル社 151ページ
- ③2) 同上 前掲者 177ページ
- ③3) 同上 前掲者 99ページ
- ③4) 山形休司著 前掲者 78ページ